

## 墓じまい（改葬）について

○墓じまいにより、ご遺骨を市内の墓地などから別の墓地・納骨堂へ移すには、法律の規定により「改葬許可証」が必要です。

○改葬許可証は市役所で発行しますので、「改葬許可申請書」に必要事項を記入の上、契約管財課へ提出してください。

※改葬許可申請書には、墓地管理者の「埋蔵（収蔵）証明」が必要になります。（市営墓地の場合は不要）

（参考：墓じまいの流れ）

